

## 別紙 2

# 仕 様 書

### 1 機器設置の条件

- (1) 省電力やノンフロン対応など環境に十分配慮したものであること。
- (2) 設置する自動販売機は、漏電遮断器付きであること。不必要な音や光を発せず、懸賞機能のない機器であること。
- (3) 設置する計量機器（子メーター）は、検定品であり有効期限内のものであること。
- (4) 新旧 500 円硬貨及び 1000 円紙幣（できる限り新旧）が使用できること。

### 2 販売品目の条件

- (1) 販売品目は、清涼飲料水等の飲料とし、酒類・たばこの販売を行わないこと。  
物件番号 1-1、1-2 及び 1-3 は缶又はペットボトルなどの密閉式の容器とすること。  
なお、物件番号毎の商品は、すべて同じものでなく、多少違うものとし、商品の具体的な構成については、甲と協議をすること。
- (2) 販売価格は、標準販売価格（メーカー希望小売価格）より低廉となるように設定すること。  
契約締結時に、販売商品の標準販売価格及び販売価格の一覧表を提出すること。
- (3) 販売品目により、営業許可が必要な自販機については、取得した営業許可証の写しを提出すること。

### 3 維持管理責任

- (1) 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理を適切に行うこと。また、商品の賞味期限に十分注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。
- (2) 自動販売機に併設して、販売する飲料の容器の種類に応じた使用済み容器の回収ボックスを必要数設置し、回収ボックスに収納された容器は、自社他社製品持ち込み等問わず設置事業者の責任で回収し、リサイクル・周辺の清掃を行うこと。使用済み容器が回収ボックスからあふれ、周辺的美観が損なわれることのないよう、回収頻度に留意すること。
- (3) 商品の搬入及び廃棄物の搬出時間及び経路については、甲の指示に従うこと。
- (4) 関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行うこと。
- (5) 自動販売機を設置するにあたっては、据付面を十分に確認したうえで安全に設置すること。また、設置後は定期的に安全面に問題ないか確認すること。
- (6) 自動販売機の故障、問い合わせ並びに苦情については、故障時等の連絡先を自動販売機の前面に明記し、乙の責任において対応すること。

### 4 売上実績の報告

本件賃貸借に係る自動販売機の売上実績を、別に指定する期日までに、岐阜県に提出

すること。また、報告された売上実績は、岐阜県において公表することがあること。

#### 5 妨害又は不当要求に対する通報義務等

- (1) 乙は、契約の履行に当たって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念上等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けた時は、警察へ通報しなければならない。なお、通報がない場合は入札参加資格を停止することがある。
- (2) 乙は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、甲に履行期間の延長を請求することができる。

#### 6 その他

- (1) 自動販売機設置前に、設置しようとする機器（回収ボックスを含む。）のカタログ及び配置図を提出すること。